

令和3年6月24日

保護者の皆様

宮崎市教育委員会教育長

児童生徒用タブレット端末の破損等の対応について（お知らせ）

4月から設定作業を進めて参りました児童生徒1人1台のタブレット端末について、無事に作業が完了し、6月から全ての児童生徒が利用できるようになりました。今後、タブレット端末を活用した教育活動が積極的に展開されることと思います。

このタブレット端末の利用につきましては、各学校において児童生徒への適切な取り扱い方の指導を行うなど、注意を払っておりますが、破損や故障が発生する可能性は否定できません。

また、タブレット端末の持ち帰りが開始されれば、家庭での破損や故障等も十分考えられることから、そのようなリスクへの対応について下記にまとめました。

つきましては、内容を確認いただき、状況によっては、ご家庭による実費負担での補償をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

記

1 宮崎市教育委員会による補償対象となる範囲

- 適切な利用において生じた故障
- 学校内の教育活動及び登下校中において生じた破損（故意の破損を除く。）
- 学校内外を問わない盗難被害（被害届を警察に提出する必要がある。）

2 補償対象外となりうる事例（保護者の実費負担で補償していただく場合がある事例）

- 故意による破損
- 学校内外を問わない紛失
- 故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- 上記以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

3 持ち帰り時及び家庭での利用時の約束事について

- ブックバックやセカンドバック等の手提げバックには入れない。
- 自宅で利用する場合は、学習の範囲内で利用する。
- 自宅で利用する場合は、身の回りの整理をした上で丁寧に扱う。
- 自宅での端末の不具合や故障、破損等に係る相談は学校に連絡する。

4 その他

- 家庭での故障や破損が生じた場合及び上記1、2以外の状況で判断に迷う場合は、速やかに学校に相談してください。
- 万が一、保護者の実費負担で補償していただくことになった場合には、各家庭でご加入の任意保険で対応できることもありますので、事前にご確認ください。